

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（概要）

1 目的（第1条）

この法律は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域^{*1}の設定、道州制特別区域計画に基づく特別の措置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする。

※1 道州制特別区域：現行の都道府県制を前提に、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方（3以上の都府県の区域の全部をその区域に含むものに限る）のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であって政令で定めるもの（以下「特定広域団体」という）の区域をいう。

* 将来、ブロック単位で都府県の合併が行われた場合は本法の対象になりうるが、現時点で対象となるのは北海道地方のみ

* 現時点で特定広域団体となるのは北海道のみ（政令により限定）

2 基本理念（第3条）

- （1）広域行政^{*2}の推進は、地域の特性に配慮しつつ、住民の福祉の向上、経済・社会の発展に寄与すること等を旨として、行われなければならない。
- （2）広域行政の推進は、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。

※2 広域行政：特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策に関する行政

3 国及び特定広域団体の努力義務（第4条）

- （1）国及び特定広域団体は、基本理念にのっとり、広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。
- （2）国及び特定広域団体は、広域行政の推進につき、相互に協力するとともに、それらの行政を効率化するよう努めなければならない。

4 道州制特別区域基本方針（第5条）

政府は、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない（閣議決定）。

基本方針には、広域行政の推進の意義・目標に関する事項、広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置（法令の特例措置等）についての計画及び計画期間等を定めるものとする。

* 基本方針は、北海道に限定して作成

5 特定広域団体の提案（第6条）

特定広域団体は、関係市町村の意見を聴いた上で、議会の議決を経て、内閣総理大臣に対し、基本方針の変更（法令の特例措置の範囲の見直し等を含む。）についての提案をすることができる。

内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部（以下「本部」という。）の議を経て、提案を踏まえた基本方針の変更をする必要があると認めるときは、遅滞なく、本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

（提案を踏まえた基本方針の変更をしない場合も、本部の議を経ることが必要）

6 道州制特別区域計画の作成等（第7条～第18条）

特定広域団体は、基本方針に基づき、目標、当該団体の広域的施策の内容（①～④、北海道のみ⑤～⑧も含む）等を定めた道州制特別区域計画（以下「計画」という。）を関係市町村の意見を聴いた上で、議会の議決を経て、作成し、公告する。

計画に下記の事項（①、②…）が定められた場合、各々の法令の特例措置等を適用する。

国は、特定広域団体に対し、計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言等を行うよう努めなければならない。

① 調理師養成施設の指定

② 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定
医療機関等の指定

③ 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可

④ 商工会議所に対する監督の一部

⑤ 直轄通常砂防事業の一部

⑥ 民有林の直轄治山事業の一部

⑦ 開発道路に係る直轄事業

⑧ 二級河川に係る直轄事業

} 北海道のみに委譲

7 交付金（第19条）（別紙参照）

国は、⑤～⑧が北海道の計画に定められている場合において、北海道が事業を実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、法令の規定により国が実施するならば国が負担することとなる割合を参酌して、予算の範囲内で、その種類ごとの交付金を交付することができる。

8 道州制特別区域推進本部（第20条～第29条）

内閣に内閣総理大臣を本部長とする道州制特別区域推進本部を置き、本部においては、基本方針の案の作成に関すること、広域行政の推進に関する施策で重要なものの企画・立案・総合調整に関すること等を行う。

9 その他（附則第3条）

政府は、⑦及び⑧の委譲の5年後（平成27年度）において、広域行政の推進における国・特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

10 施行期日（附則第1条）

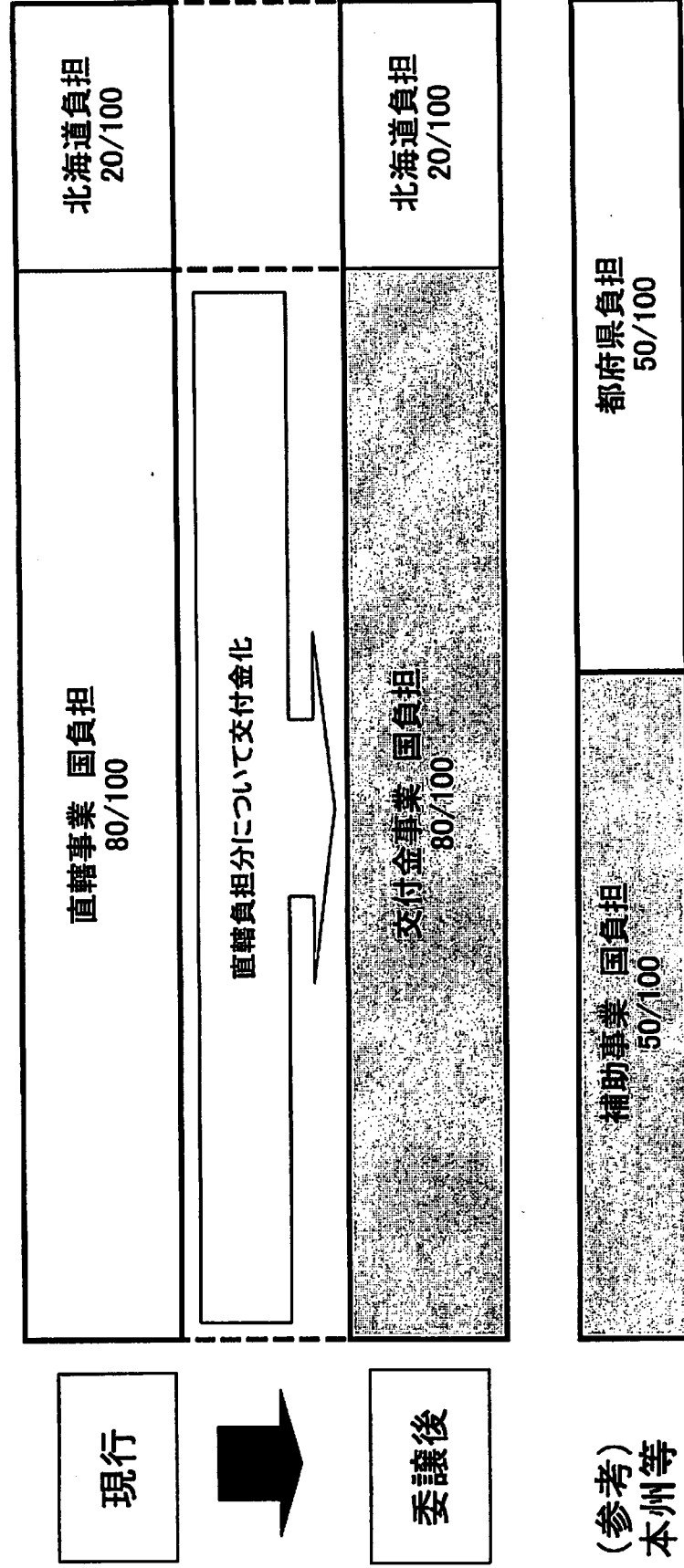
公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（①～④は平成19年4月1日。⑤、⑦、⑧は平成22年度以降、⑥は平成19年度以降の年度の予算に係る交付金の交付について適用）

交付金のイメージについて(案)

【例】 開発道路の改築事業を委譲する場合

全てを交付金化：特定道路事業交付金



※ 道路・河川等種類別の交付金を創設
移籍する人数に応じて人件費を交付金に積算

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律のイメージ

目的：広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域計画に基づき特別の措置等を定め、地方分権の推進と行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与

基本理念：広域行政の推進は、住民の福祉の向上、経済・社会の発展に寄与すること等を目指して実施

努力義務：国・特定広域団体は、道州制特別区域における広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努める
国・特定広域団体は、相互に協力し、行政の効率化に努める

